

上越市令和6年能登半島地震なりわい再建支援補助金交付規則をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中川 幹 太

上越市規則第13号

上越市令和6年能登半島地震なりわい再建支援補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、令和6年能登半島地震の影響により被害を受けた中小企業者等の施設又は設備の復旧又は復興（以下「復旧等」という。）を推進するために、予算の範囲内で交付する上越市令和6年能登半島地震なりわい再建支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和6年能登半島地震 令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）により指定された特定非常災害をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び都道府県商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者をいう。
- (4) 特定事業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満のものをいう。
- (5) 中小企業者等 中小企業者、小規模企業者及び特定事業者をいう。
- (6) 県補助金 新潟県なりわい再建支援補助金交付要綱（令和6年2月29日施行）に基づき、法人にあつては市内に事務所又は事業所を、個人事業者にあつては市内に住所を有し、又は市内に事務所若しくは事業所を置く者に交付される補助金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者等であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県補助金の交付確定を受ける者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 暴力団（上越市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年上越市条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、県補助金の交付確定額の算定の基礎となった補助対象経費（ただし、次に掲げる経費等を除く。）とする。

- (1) 市外における事務所又は事業所の施設又は設備の復旧等に要する経費
- (2) 補助対象経費に対する保険金又は共済金の額（保険金又は共済金の受取りがある場合に限る。）
（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費から県補助金の交付確定額を減じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。
（交付申請等）

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、上越市令和6年能登半島地震なりわい再建支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、県補助金の交付確定の日から起算して30日を経過する日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 県補助金の交付申請書（変更等承認申請書を含む。）及びその添付書類の写し
- (2) 県補助金の交付決定通知書（変更等承認通知書を含む。）及び交付決定通知書の写し
- (3) 県補助金の実績報告書及びその添付書類の写し
- (4) 市長が別に定める納税等状況調査承諾書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市令和6年能登半島地震なりわい再建支援補助金交付^{決定}通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（決定の取消し）

第7条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 県補助金の返還事由に該当したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 交付決定を受けた者は、前項第1号に掲げる場合に該当したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により当該補助金の交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

（宛先）上越市長

郵便番号

住所

申請者名称等

代表者氏名

電話番号

上越市令和6年能登半島地震なりわい再建支援補助金交付申請書

次のとおり上越市令和6年能登半島地震なりわい再建支援補助金の交付を申請します。

1 交付申請額

① 県補助金の補助対象経費の合計額 （市外における事務所又は事業所の施設又は設備の復旧等に 要する経費を除く。）	円
② 県補助金の交付確定額	円
③ 保険金又は共済金の金額 （保険金又は共済金の受取りがある場合）	円
④ (① - (② + ③))の金額	円
⑤ 交付申請額 ④の金額（1,000円未満切捨て） （50万円を超える場合は、50万円が上限となります。）	円

2 添付書類

- 県補助金の交付申請書（変更等承認申請書を含む。）及びその添付書類の写し
- 県補助金の交付決定通知書（変更等承認通知書を含む。）及び交付確定通知書の写し
- 県補助金の実績報告書及びその添付書類の写し
- 市長が別に定める納税等状況調査承諾書
- その他（ ）

第2号様式（第6条関係）

上越市令和6年能登半島地震なりわい再建支援補助金交付 ^{決定}通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付で申請のあった上越市令和6年能登半島地震なりわい再建支
援補助金の交付について、次の ^{と お り 決 定}したので通知します。
^{理由により申請を却下}

決定	交 付 決 定 額	円
	交 付 条 件	
却下	理 由	